

廃棄物処理法の改正と政省令改正について ～いわゆる雑品スクラップ対策～

平成30年3月

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課

廃棄物処理法の改正と政省令改正について ～いわゆる雑品スクラップ対策～

1. 法改正と政省令改正の概要 ... P 3
2. 有害使用済機器の指定 ... P 6
3. 有害使用済機器の保管及び処分の基準 ... P16
4. 帳簿の整備 ... P38
5. 届出手続き ... P42
6. 報告徴収、立入検査等 ... P52
7. 今後の検討事項 ... P55

廃棄物処理法の改正と政省令改正について ～いわゆる雑品スクラップ対策～

1. 法改正と政省令改正の概要
2. 有害使用済機器の指定
3. 有害使用済機器の保管及び処分の基準
4. 帳簿の整備
5. 届出手続き
6. 報告徴収、立入検査等
7. 今後の検討事項

1.法改正と政省令改正の概要

1. 課題

- 雑品スクラップの保管又は処分が、環境保全措置が十分に講じられないまま行われることにより、火災の発生を含め、生活環境上の支障が発生。
- 有価な資源として取引される場合が多いため、廃棄物としての規制を及ぼすことが困難な事例あり。



貝塚市提供写真



海上保安庁提供写真

雑品スクラップ火災の例

〔 港湾・船舶で66件、ヤード等陸上で27件
(平成19年～27年、国立環境研究所 寺園淳氏推計) 〕

2. 法改正事項



生活環境への影響発生を抑制

＜規制の内容＞ (第17条の2)

①「有害使用済機器」※1の保管又は処分を業として行おうとする者※2に都道府県知事への届出を義務付け

※1 使用が終了し、収集された電気電子機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

※2 届出除外対象者を省令で規定

②政令で定める保管・処分に関する基準の遵守を義務付け

③都道府県による報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加（これらの違反があったときは罰則の対象）

雑品スクラップへの混入が確認された使用済電気電子機器の例（国立環境研究所 寺園淳氏撮影）



掃除機



扇風機



炊飯器

主な政令事項及び省令規定事項（いわゆる雑品スクラップ対策関係）

1. 有害使用済機器の指定

- 今回は、取引の全体像に関する実態把握の蓄積があるリサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）を対象として指定した。
- 現場での該非判断を実効性あるものとするため、家庭用機器との差異について現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器（いわゆる業務用機器）についても対象として指定した。

2. 有害使用済機器の保管及び処分の基準

- 廃棄物処理法に基づく廃棄物に関する保管・処分の基準を基本として定めた。
- 火災の防止の観点から、原因となり得る油、電池・バッテリー等を分別した上で保管・処分させる等の必要な措置を講じた。
- その他、保管の高さ、処分の方法等については、保管等の実態を踏まえて設定した。

3. 届出除外対象者

- 廃棄物・リサイクル関係法令の許可等を受けた者
（例えば、廃棄物処理法の許可等及び家電・小型家電リサイクル法の認定事業者等※1）
- 小規模事業者（事業場の敷地面積100m²未満の事業者）
- いわゆる雑品スクラップ業者以外の者であって、有害使用済機器の保管等を業として行う者
（例えば、不良品等の処分を行うために、本業に付随して一時保管を行う製造業者等※2）

※1 有害使用済機器と同等の機器の保管等に係る許可等を有し、当該許可等に係る事業場で保管等を行う者に限る。

※2 有害使用済機器の適正保管を行うことが想定される者に限る。

4. 届出事項

- 申請者の基本情報、事業一般に関する事項、保管に関する事項、処分に関する事項

廃棄物処理法の改正と政省令改正について ～いわゆる雑品スクラップ対策～

1. 法改正と政省令改正の概要
- 2. 有害使用済機器の指定**
3. 有害使用済機器の保管及び処分の基準
4. 帳簿の整備
5. 届出手続き
6. 報告徴収、立入検査等
7. 今後の検討事項

2. 有害使用済機器の指定

有害使用済機器の指定に係る根拠条文

- 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。【法第17条の2第1項】

有害使用済機器の指定に関する基本的考え方

- 本制度を運用することを通じて、いわゆる雑品スクラップの保管等の全体像を把握していくことが重要。
- また、雑品スクラップについて、適正な保管及び処分を促すとともに、リサイクル法に基づく適正処理ルートがある場合は当該ルートへ誘導することも重要。
- これらを前提として、現時点で把握している実態を踏まえ対応。特に、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれとして、鉛等の有害物質や火災リスクに着目して対象を指定。
- 運用に当たっては、実効ある制度となるよう、規制逃れを防ぎつつ、運用コスト面も勘案して対象を指定。

対応方針

- 今回は、取引の全体像に関する実態把握が一定程度なされているリサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）を対象として指定する。
- 現場での該非判断を実効性あるものとするため、リサイクル法上は家庭用機器に限定されているものの、有害使用済機器としては家庭用機器との差異について現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器（いわゆる業務用機器）についても対象として指定する。
- その他の今回指定しない機器についても、当該機器の有害性や輸出実態を含む使用済機器としての流通の実態等を踏まえて対象機器を追加する等、必要な措置を引き続き検討し、適時適切に機動的な対応を行う。

（※有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（座長：寺園淳 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター副センター長）中間取りまとめより抜粋）

有害使用済機器品目一覧

法第十七条の二第一項の政令で定める機器は、次に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であつて、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）とする。【政令第十六条の二】

一 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）

二 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫

三 電気洗濯機及び衣類乾燥機

四 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの

イ プラズマ式の物及び液晶式の物【電源として一次電池又は蓄電池を使用しない者に限り、建築物に組み込むことができるように設計した物を除く。】

ロ ブラウン管式のもの

五 電動ミシン

六 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具

七 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具

八 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具

九 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具

十 フィルムカメラ

十一 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具

十二 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）

十三 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）

十四 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）

十五 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具

十六 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具

十七 電気マッサージ器

十八 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具

十九 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具

二十 蛍光灯器具その他の電気照明器具

二十一 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具

二十二 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具

二十三 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）

二十四 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具

二十五 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具

二十六 パーソナルコンピュータ

二十七 プリンターその他の印刷用電気機械器具

二十八 ディスプレイその他の表示用電気機械器具

二十九 電子書籍端末

三十 電子時計及び電気時計

三十一 電子楽器及び電気楽器

三十二 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

業務用であるが家庭用と判別困難な機器の例



業務用エアコン（壁掛け型）

出所）ダイキン工業株式会社 企業HP <http://www.daikin.co.jp/>（閲覧日：2018年2月28日）

明らかな業務用の機器の例



業務用エアコン



業務用冷蔵機器



業務用洗濯機

出所）左、中央 環境省
右 ダイキン工業株式会社 企業HP <http://www.daikin.co.jp/>（閲覧日：2018年2月28日）

有害使用済機器の概要

- 一般家庭や業務上使用されている機器の中には、内部に鉛などの有害物質が含有されているものやバッテリーが内蔵されているもの又は潤滑油等の油が使われているものがある。これらの機器が本来の用途での使用を終了し、破壊等ぞんざいに取り扱われた場合には、その内部に含まれる有害物質の飛散、汚水の流出や火災発生のおそれがあり人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる可能性がある。
- このような機器のうち廃棄物に該当するものについては、既存の法制度の下、適正な管理が促されることとなる。一方、一部が原材料等として相当程度の価値を有するなどのため、廃棄物とは判断できない機器は、これまで法の規制が及ばなかったことから、適正な管理を促すため、これらの機器を有害使用済機器として位置付け、その取扱いについて一定の規定を設けることとした。
- 有害使用済機器は「使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）」と定義されている。
- 「使用を終了し」とは、その機器本来の用途による使用が終了したことを意味する。したがって、中古品や修理して再度使用する機器など再びその機器本来の用途で使用される機器は「使用を終了し」には該当しないことに留意する必要がある。
- また、「収集された機器」とされているため、収集されていない状態、例えば、機器を使用していた事業所内でそのまま保管されているものは対象ではない。
- さらに、「廃棄物を除く」とは、廃棄物は対象外であり、有価物が対象であることを示している。したがって、政令第16条の2に示す有害使用済機器対象品目であっても、廃棄物と判断される機器は有害使用済機器に該当しない。
- このことから、対象機器が有害使用済機器か否か判断する際には、まず、廃棄物か否かを判断する必要がある。廃棄物該当性の判断に当たっては、従来どおり、既存の通知※等を参考に総合的に判断することとなる。
- その上で、対象機器が廃棄物と判断されない場合に、改めて有害使用済機器か否か判断し、対象機器が機器本来の使用を終了している場合に有害使用済機器に該当する。

※使用済家電製品の廃棄物該当性の判断については、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（平成24年3月19日 廃棄物・リサイクル対策部 企画課長、廃棄物対策課長及び産業廃棄物課長通知）」（いわゆる3.19通知。）を発出しているが、当該通知は廃棄物該当性の判断の目安であり、有害使用済機器の規制の創設に伴って趣旨が変更されるわけではない。）

(参考) 廃棄物、有害使用済機器、リユース品の概念図

リユース品

再使用を目的とした物（製品リユース）

有害使用済機器

使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

（改正廃棄物処理法第17条の2第1項）

廃棄物

物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断

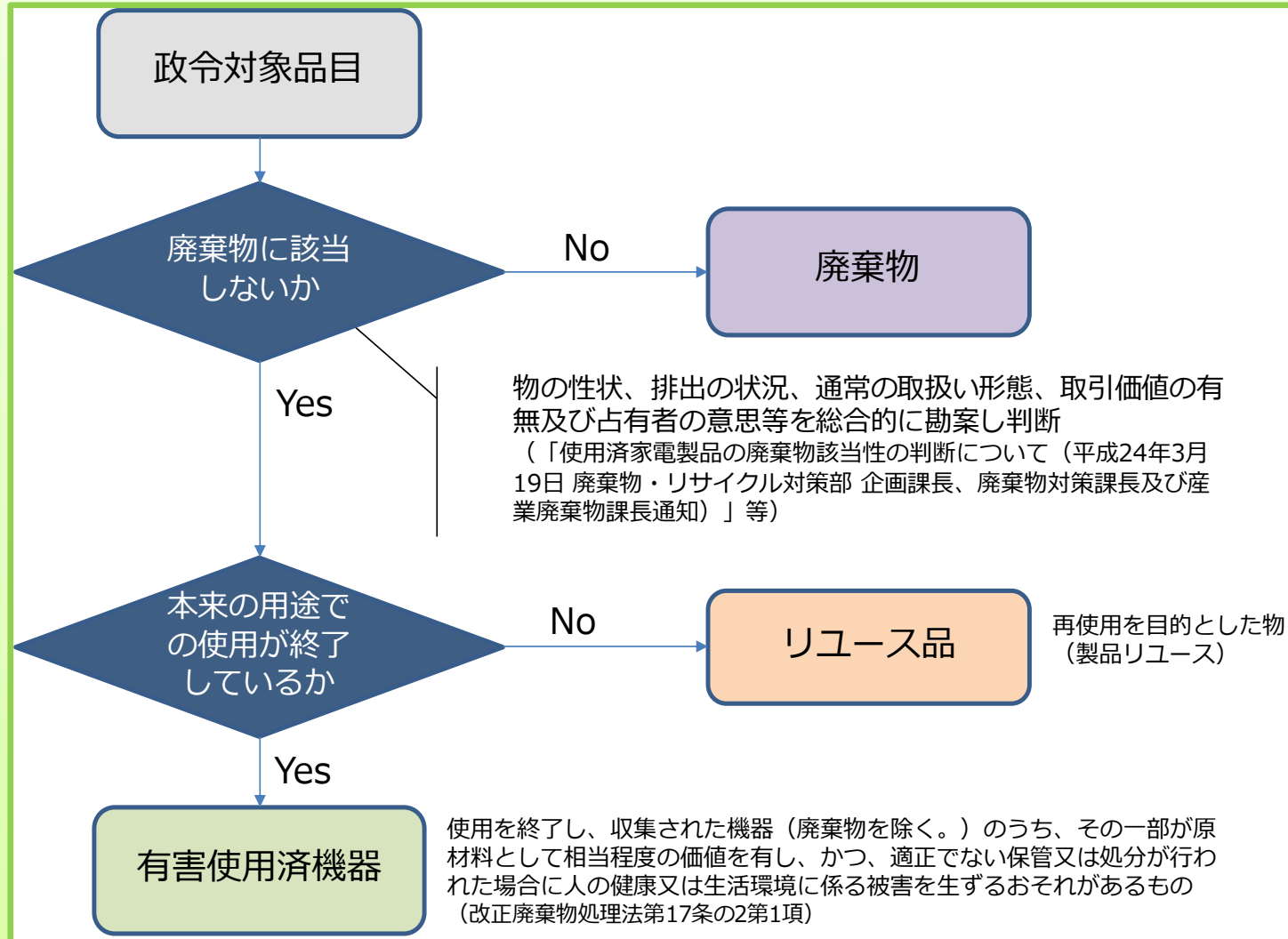
（「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（平成24年3月19日 廃棄物・リサイクル対策部 企画課長、廃棄物対策課長及び産業廃棄物課長通知）」等）

いわゆる有価物↑

↓廃棄物

有害使用済機器の判別

有害使用済機器は廃棄物を除くと定義されていることから、まず対象物の廃棄物の該当性を判断し、廃棄物とは判断されない場合について、改めて有害使用済機器の該当性に関して本来の用途としての使用が終了されているか否かの観点から判断することとなる。



有害使用済機器の判別（続き）

破損した機器、部品等の取扱い

- 有害使用済機器はその取扱いの過程で変形したり、破損されたりすることも想定されるが、外形上もとの機器が判別できる場合には有害使用済機器と解する。例えば、下記左の写真のように、ほぼ原形をとどめているプリンターや写真中央のように、ケースの一部がとれているが、パソコンとして判別できるもの、写真右の掃除機のように一部破損しているがとの機器が判別できる場合は有害使用済機器と解する。
- 一方、有害使用済機器を解体し、取り出された部品や原材料となるまで処理されたものは有害使用済機器には該当しない。例えばパソコンを解体し内蔵HDD、基板、電源等の部品単体となったものは有害使用済機器に該当しない。同様に、有害使用済機器を破砕等の処理後、金属製錬の原料用とできるまで選別された基板や、鉄くず、アルミくずなども有害使用済機器には該当しない。
- なお、取扱いの過程で破損等されたことで、廃棄物と判断された機器については、廃棄物として適正に処理する必要がある。また、有害使用済機器の処理の過程で発生する廃棄物は、当該事業場の廃棄物として廃棄物の処理基準に従い適正に処理する（又は廃棄物の処理業者に処理委託する）必要がある。



プリンター



パソコン



掃除機

部品、原材料等の管理について

部品の取扱い

- 有害使用済機器を解体し、取り出された部品（例えば、モーターやバッテリー等）は、有害使用済機器には該当しない。しかし、モーターなどは、ぞんざいに扱った場合は、油の流出の懸念があることや、バッテリーが出火源と想定される雑品スクラップの火災など、生活環境保全上の支障を生じるおそれがあります。これらのことを鑑みると、部品によっては、種別毎の分別保管、油等が漏れ出さない容器を用いた保管、風雨にさらされないよう屋内での保管など、生活環境上の支障が生じないような取扱いをすることが望まれます。

原材料の取扱い

- 有害使用済機器保管等業者の中には有害使用済み機器を処理し、金属製錬などの原材料とする事業を行う場合も想定されます。このような原材料となるまで処理されたものは、有害使用済み機器に該当しないが、原材料となるまでの処理に当たっては、保管および処分の基準を遵守する必要がある。
- また、原材料になったものについては、その後の生産工程において要求される品質を満たすためなどの理由で必然的に丁寧に取扱われることが見込まれるが、環境保全の観点からも、分別保管や容器を用いた保管などの取扱いが望まれます。



ハードディスク



基板

附属品、混合している場合の取扱いについて

付属品について

- 有害使用済機器の付属品は有害使用済機器に該当する。一方、電源コードなどは、単独の品目のみを選別保管し、原材料として持出す事業を行う場合も想定される。このように、単独品目に選別され原材料として取扱われる場合は、有害使用済機器に該当しない。

有害使用済機器が金属スクラップ等と混合している場合

- 有害使用済機器対象品目と金属スクラップ等その他のものが混合し、この混合物が総体として廃棄物と判断される場合は、廃棄物として適正に処理する必要がある。
- 一方、混合物が総体として廃棄物とは判断されない場合は、混合している対象品目について、廃棄物該当性を判断し、廃棄物と判断できない場合は、有害使用済機器の該当性を判断することとなる。
- 以上の判断経過を経て、混合物内の対象品目が有害使用済機器に該当する場合は、この混合物の保管等を業とする者は届出が必要である。
- なお、有害使用済機器はその他のもの（有害使用済機器の対象ではないもの）と分別保管する必要があるため、この混合物から有害使用済機器を分別し保管する必要があります。また、運搬時においても、有害使用済機器保管等業者の事業場における分別が容易な状態で積載することが望ましい

廃棄物処理法の改正と政省令改正について ～いわゆる雑品スクラップ対策～

1. 法改正と政省令改正の概要
2. 有害使用済機器の指定
3. 有害使用済機器の保管及び処分の基準
4. 帳簿の整備
5. 届出手続き
6. 報告徴収、立入検査等
7. 今後の検討事項

3. 有害使用済機器の保管及び処分の基準

有害使用済機器の保管及び処分の基準に係る根拠条文

- **有害使用済機器保管等事業者は、政令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならない。**【法第十七条の二 第二項】

有害使用済機器の保管及び処分の基準の対応方針

- **廃棄物の保管・処分の基準を基本とする。**
- 保管基準のうち、**保管高については、使用済電子機器の保管の実態も踏まえて対応**する。特に、勾配については留意する必要があるものの、使用済電子機器の保管状態については、経験的に安定していることを踏まえると、必ずしも廃棄物と同等の勾配に関する規定が必要とはいえないことから、実態に即したものとすることとする。
- 処分基準のうち、処分の方法については、自治体アンケート、現地調査を踏まえ、基本的には破碎、切断、圧縮、解体を想定した基準とする。
- 生活環境の保全上、特に留意すべきと思われる**火災の防止の観点から**、原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等の扱いについては、現地調査における取り扱い実態を踏まえ、分別した上で保管及び処分させる等**必要な措置を講じる。**
- 有害物質の飛散流出防止について、例えば蛍光管等水銀を含有する部品については、破損しないよう適切に分別のうえ、廃棄物として処理する場合は水銀使用製品産業廃棄物として適正に処理する等必要な措置を講じる。

(※有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（座長：寺園淳 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター副センター長）中間取りまとめより抜粋)

有害使用済機器の保管及び処分の基準の説明

- 有害使用済機器の内部には、有害物質や油などが含まれており、不適正な保管や処分を行った場合、有害物質等の周辺環境への飛散・流出や、発生した汚水等による周辺土壌又は公共用水域等の汚染などが懸念されるほか、不適正な保管及び処分による火災の発生のおそれがあるため、**有害使用済機器保管等事業者は基準を遵守し適正に保管又は処分を行うことにより、生活環境上の影響を防止する必要がある。**

(1) 有害使用済機器の保管の基準 (政令規定事項)

法第十七条の二第二項の規定による有害使用済機器（同条第一項に規定する有害使用済機器をいう。以下この条及び次条において同じ。）の保管及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。【政令第十六条の三】

一 有害使用済機器の保管に当たっては、次によること。

イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(1) 保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。

(2) 環境省令で定めるところにより、外部から見やすい箇所に有害使用済機器の保管の場所である旨その他有害使用済機器の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

ロ 保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴つて生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

(1) 保管する有害使用済機器の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあつては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。

(2) 屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた有害使用済機器の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。

(3) 有害使用済機器の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

(4) その他環境省令で定める措置

ハ 保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあつては、当該騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ニ 保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管することその他の環境省令で定める措置を講ずること。

ホ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(1) 有害使用済機器の保管の基準 (省令規定事項)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (保管基準関連抜粋)

(有害使用済機器の保管の場所に係る掲示板)

第十三条の五 令第十六条の三第一号イ(2)の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

- 一 有害使用済機器の処分又は再生を行う場合にあつては、有害使用済機器の保管の場所である旨に加えて、有害使用済機器の処分又は再生の場所である旨
- 二 保管する有害使用済機器の品目
- 三 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- 四 屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあつては、次条に規定する高さのうち最高のもの

(有害使用済機器の保管の高さ)

第十三条の六 令第十六条の三第一号ロ(2)の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

- 一 保管の場所の囲いに保管する有害使用済機器の荷重が直接かかる構造である部分(以下この条において「直接負荷部分」という。)がない場合(第三号に掲げる場合を除く。) 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端(当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線)を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾(こう)配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの)までの高さ
- 二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合(第三号に掲げる場合を除く。) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線(直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあつては、その下端)(以下この条において「基準線」という。)から当該保管の場所の側の任意の点ごとに、次のイに規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、イ又はロに規定する高さのうちいずれか低いもの)又は五メートルのうちいずれか低いもの
 - イ 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ
 - ロ 前号に規定する高さ

(1) 有害使用済機器の保管の基準 (省令規定事項)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (保管基準関連抜粋 続き)

(有害使用済機器の保管の高さ (続き))

三 保管の場所の三方の囲いに直接負荷部分がある場合 次のイから八までに規定する高さのうちいずれか低いもの又は前号に規定する高さ

イ 当該保管の場所の当該三方以外の方向から、事業の用に供する施設 (当該保管の場所を除く。) 又は事業場の敷地の境界線への水平距離のうち最小のもの二分の一に相当する高さ

ロ 当該直接負荷部分の基準線の高さ

ハ 五メートル

(有害使用済機器の保管に係る飛散防止等のための措置)

第十三条の七 令第十六条の三第一号ロ (4) の規定による環境省令で定める措置は、その保管を業として行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずることとする。

(有害使用済機器の保管に係る火災の発生又は延焼を防止するための措置)

第十三条の八 令第十六条の三第一号二の規定による環境省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一 有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管すること。

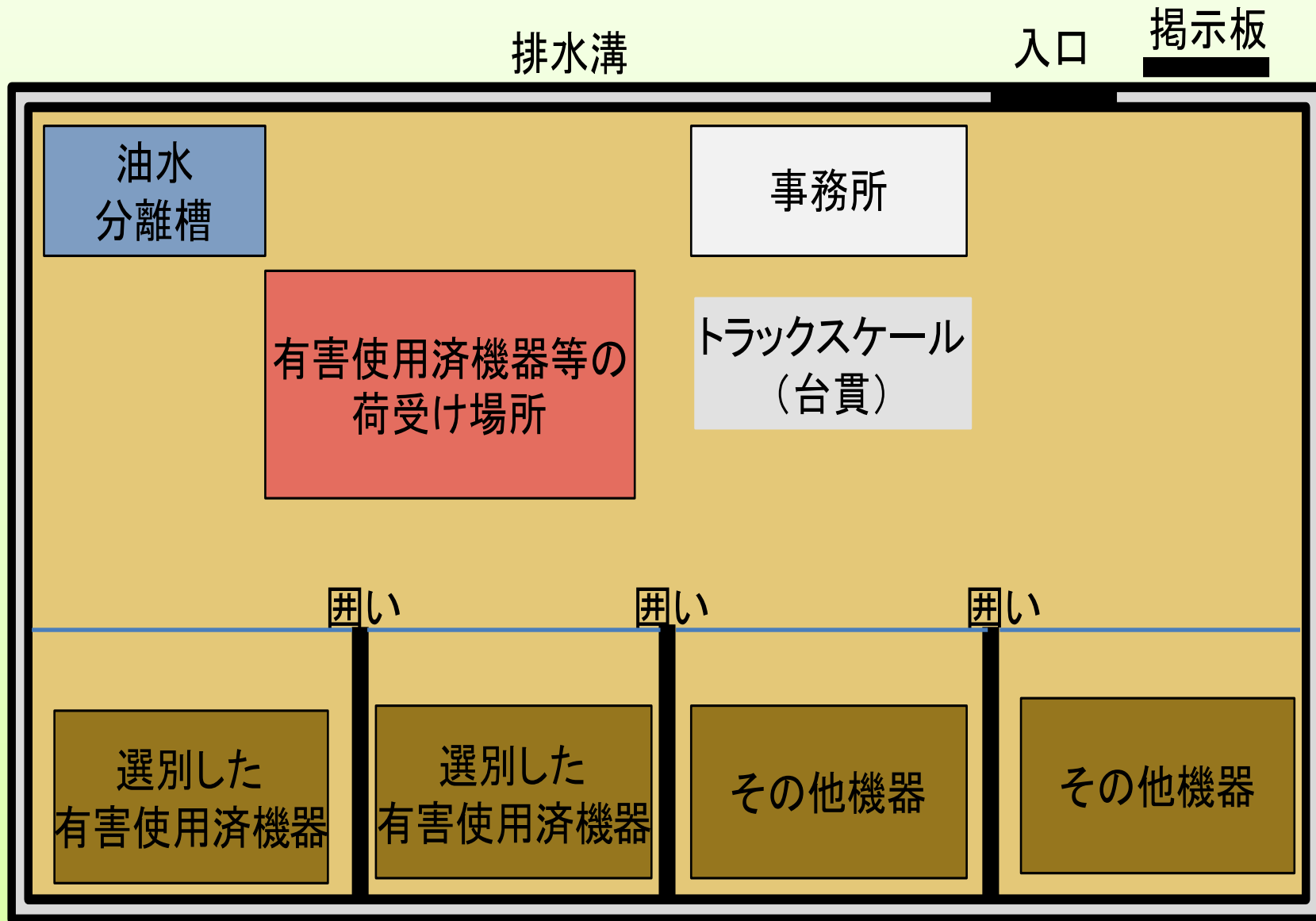
二 有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあつては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。

三 有害使用済機器の一の保管の単位の面積を二百平方メートル以下とすること。

四 隣接する有害使用済機器の保管の単位の間隔は、二メートル以上とすること (当該保管の単位の間隔に仕切りが設けられている場合を除く。)

五 その他必要な措置

有害使用済機器の保管を行う事業場のイメージ図



有害使用済機器の保管の基準の概要

【囲いの設置】について

- 有害使用済機器の保管にあたっては、みだりに人が入り込まないように、また機器やその一部が周辺環境へ飛散・流出しないよう管理するため、囲いを設け、**保管の位置を明らかにする必要がある。**
- また、**囲いに加重がかかるように有害使用済機器が保管されている場合**、囲いが倒れ又は壊れること等により、有害使用済機器が周辺に崩落しないように、当該荷重に対して**構造耐力上安全である必要がある。**

【保管ヤード付近の掲示板の設置】について

- 有害使用済機器の保管にあたっては、有害使用済機器の保管等の場所である旨、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、保管又は処分の別、保管品目、最大保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合に限る。）など、**必要な事項が表示された掲示板を設ける必要がある。**

【保管高さ】について

- 有害使用済機器を容器を用いずに屋外で保管する場合、機器やその一部の周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から**保管の状況に応じて定められた高さを超えないようにする必要がある。**

【土壌・地下水汚染防止】について

- 有害使用済機器は内部に潤滑油等を含むものがあり、また多くの機器では有害物質を含んでいることから、**保管に際し、油の漏洩や汚水の発生・流出等が生じる場合には、公共水域、土壌や地下水の汚染のおそれがあるため、周辺環境の汚染を防止する措置を講ずる必要がある。**

【飛散流出に関する必要な措置】について

- 屋外で容器を用いずに保管する場合で、**強風時等に有害使用済機器やその一部が飛散・流出するおそれのある場合は、フェンスを設けるなど保管の状況に応じて必要な対策を講じる必要がある。**

【生活環境の保全】について

- 有害使用済機器の保管を業として行うにあたっては、機器の搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積み込み、選別時の重機稼働等による**騒音・振動により、生活環境保全上悪影響をおよぼさないよう必要な措置を講じる必要がある。**

有害使用済機器の保管の基準の概要（続き）

【火災・延焼防止】について

- 有害使用済機器の中には、乾電池、リチウムイオン電池等が含まれているものがあり、これらの電池からの液漏れや短絡を要因として火災が発生するおそれがあることが指摘されている。また、外装に多く使われているプラスチック等の可燃物による延焼のおそれも指摘されている。
- このことから、火災発生源の可能性のある物の分別、保管高さを一定程度（5 m以下）に制限する等の措置を講じる必要がある。

【公衆衛生の保全等】について

- 有害使用済機器の保管等に当たっては、ねずみ、害虫等が発生しないようにする必要があるため、保管する有害使用済機器等の雑品スクラップの整理、整頓及び保管場所の清掃を行うことで衛生的な環境を作り出すこと、害虫が発生しないよう又は雨水の腐敗による悪臭が発生しないよう雨水が溜まらないようにすることなどの措置を講じる必要がある。また、害虫等の発生のおそれがある場合には、薬剤散布などが考えられる。

有害使用済機器の保管の基準（掲示版記載例）

- ・ヤードの入り口等の見やすい場所に掲示版を設置
- ・寸法は縦60cm×横60cm以上
- ・記載事項：有害使用済機器の保管の場所である旨（保管又は処分を行っている場合はその旨も追記）、保管する有害使用済機器の品目、管理者の氏名又は名称、及び連絡先、最大保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合）

有害使用済機器の保管場所

保管する有害使用済機器
の品目

管理者

氏名又は名称

連絡先

最大保管高さ

m

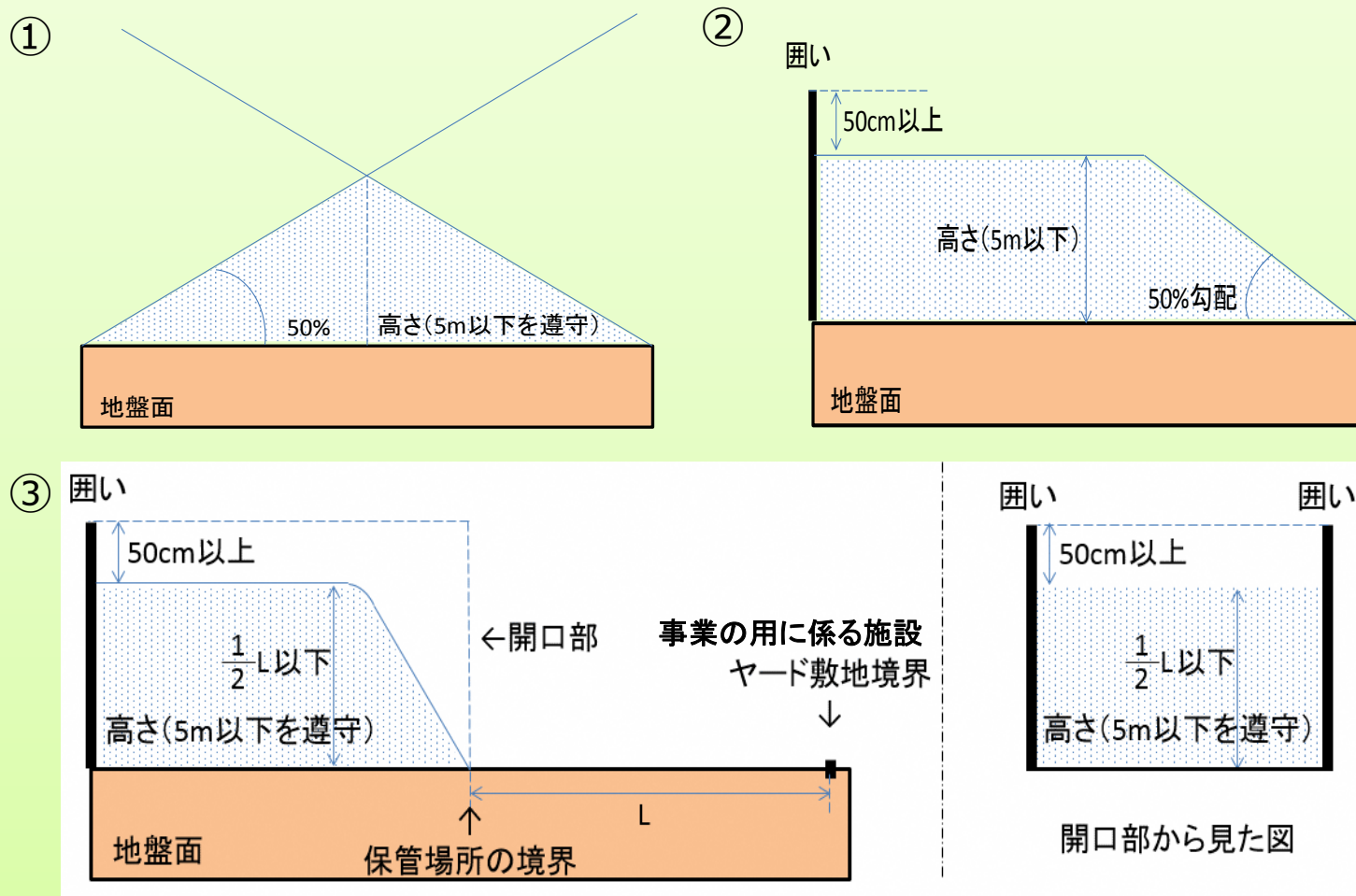
または「廃棄物処理法第17条の2に規定する機器（有害使用済機器）の保管場所」

処分（又は再生）も行っている場合は、「～の保管・処分（再生）場所」と記載

代表的な取扱品目を3つ以上記載。なお、代表的な品目の選定に当たっては、取扱量上位3種を選定するなど、取扱実態と乖離しない品目を選定すること

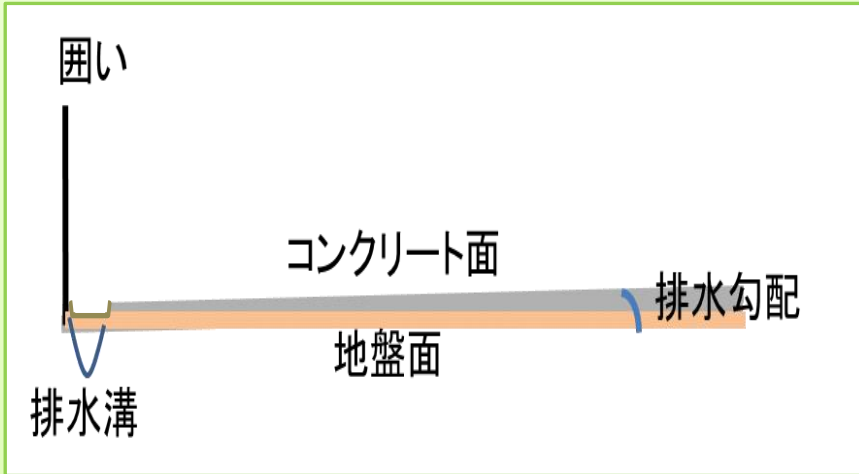
有害使用済機器の保管の基準（保管高さのイメージ）

- 有害使用済機器の保管に際しては、機器及びその一部が周辺に飛散流出しないように保管する必要がある。
- 屋内での保管、容器を用いた保管、などが考えられるが、容器を用いず屋外で山積み保管する場合も想定される。
- その場合、①堅牢な囲い接しない場合は、水平面に対し五十パーセントの勾配として保管する。②堅牢な囲いに接する場合（③の場合を除く）③三方を堅牢な囲いでかこむ場合に3つの場合について基準が定められている。

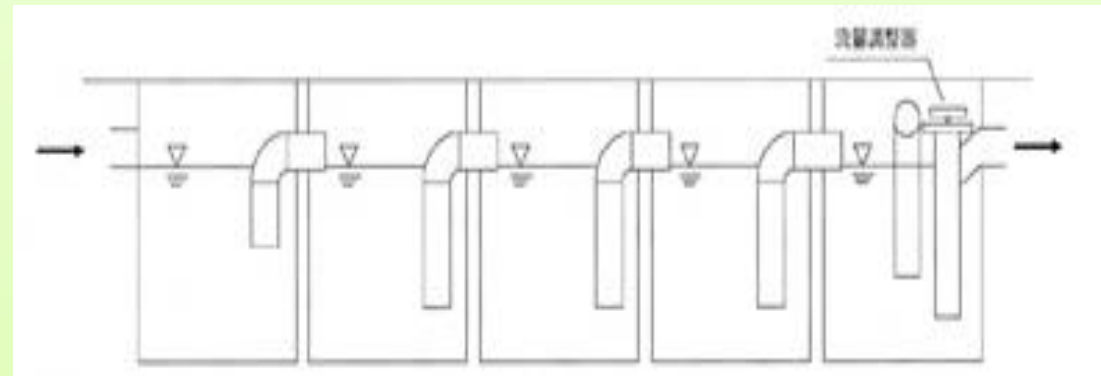


有害使用済機器の保管の基準（土壌・地下水汚染防止のイメージ）

- 汚水や油が流出するおそれがある場合には、保管ヤード外への流出防止及び、保管ヤードの雨水の速やかな排水のため、保管場所のコンクリート敷設とともに、周辺に排水溝を設置し、併せて雨水・汚水を集約する箇所に油水分離槽等を設置する等必要な措置を講じる必要がある。
- 排水溝の設置に際しては、保管場所に敷設されたコンクリートや鉄板上を流れる雨水・汚水が周辺環境へ流出しないように、保管場所の周りに排水溝を設置し、排水溝は、雨水・汚水の集水箇所に流れるよう、下図のように排水勾配を確保する必要がある。



コンクリート舗装イメージ



油水分離槽イメージ

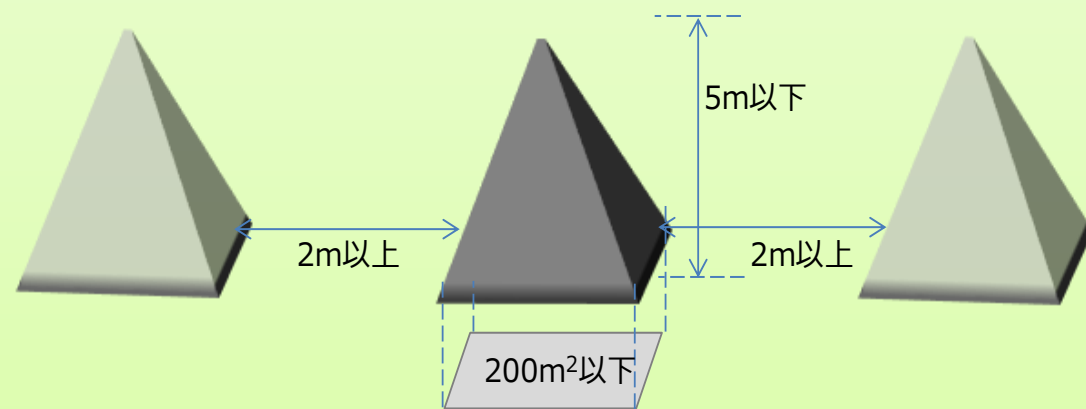
有害使用済機器の保管の基準（火災・延焼防止措置のイメージ）

- 近年雑品スクラップの保管ヤードからの火災の発生が多いことから、有害使用済機器の保管に際しては火災の防止の観点から、次の措置を講じる必要がある。
- 火災防止、延焼防止の管理を容易にする観点から、**有害使用済機器は、廃棄物や金属スクラップ等その他の廃棄物に該当しない資源物と分別して保管する必要がある。**そのため、搬入時に分別する必要があることから、混合状態で搬入された場合は、展開検査を行う等により適正に分別する必要がある。
※運搬時においても有害使用済機器とその他の物が分別可能な状態で積載してあることが望まれます。
- 火災の原因となり得る**油、電池・バッテリー、ガスボンベ、トナーカートリッジ等の扱いについては、分別した上で適正に処理**することとする必要があります。
- 火災防止の観点から、有害使用済機器の保管の**一つの集積単位の面積は200m²以下**とする必要があります。
- また、**（不燃性の仕切りを設ける場合を除き）一つの集積単位と他の物、又は集積単位相互間の離隔距離は2m以上**とする必要があります。
※**火災防止等の観点から、保管高さは5m以下とする。**



分別保管の例

出所) 環境省



集積単位相互間の離隔距離イメージ図

有害使用済機器の保管の基準 (火災の原因となり得るもの、特に有害な物質を含む部品の回収の例)

- 有害使用済機器の中には、特に有害性の高い物質を含むあるいは発火の可能性が高い部品等が使用されている場合があるので、適正な取扱いが望ましい。
- ※廃棄物として処理する場合は廃棄物の処理基準に従い適正に処理する必要がある。



乾電池の回収の例



蛍光管回収の例

出所) 環境省

(2) 有害使用済機器の処分の基準 (政令規定事項)

法第十七条の二第二項の規定による有害使用済機器（同条第一項に規定する有害使用済機器をいう。以下この条及び次条において同じ。）の保管及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。【政令第十六条の三】

一 (省略)

二 有害使用済機器の処分（焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、次によること。

イ 処分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分若しくは再生に伴つて生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

(1) 有害使用済機器の処分又は再生に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、処分又は再生の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

(2) その他環境省令で定める措置

ロ 処分又は再生に伴う騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ハ 処分又は再生の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して処分又は再生することその他の環境省令で定める措置を講ずること

ニ イからハまでに掲げるもののほか、前条第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となつたものの再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。

三 有害使用済機器は、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を行つてはならないこと。

(2) 有害使用済機器の処分の基準 (政令規定事項)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する省令 (処分基準関連部分抜粋)

(有害使用済機器の処分又は再生に係る飛散防止等のための措置)

第十三条の九 令第十六条の三第二号イ(2)の規定による環境省令で定める措置は、その処分又は再生を業として行おうとする有害使用済機器の品目に応じ、処分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分又は再生に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずることとする。

(有害使用済機器の処分又は再生に係る火災の発生又は延焼を防止するための措置)

第十三条の十 令第十六条の三第二号八の規定による環境省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

- 一 有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように区分して処分又は再生すること。
- 二 有害使用済機器に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあつては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること
- 三 その他必要な措置

(2) 有害使用済機器の処分の基準 (環境大臣告示)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十六条の二第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法 (案) 【※ 3月中旬公布見込】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。) 第十六条の三第二号二の規定による令第十六条の二第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

一 令第十六条の二第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものに含まれる鉄、アルミニウム、銅又はプラスチック (燃料以外の製品の原材料として利用することが容易なものに限る。以下同じ。) について、当該有害使用済機器から鉄、アルミニウム、銅若しくはプラスチック (以下「鉄等」という。) を使用する部品を分離し鉄等を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の鉄等を回収する方法

二 テレビジョン受信機 (家庭用機器 (一般消費者が通常生活の用に供する機器をいう。以下同じ。) であるものに限る。) が有害使用済機器となったもののうちブラウン管式のものにあつては、ブラウン管に含まれるガラスについて、当該有害使用済機器からブラウン管を分離しこれを前面部及び側面部に分割しカレットとすることによりガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量のガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法

三 テレビジョン受信機 (家庭用機器であるものに限る。) が有害使用済機器となったもののプリント配線板のうち変圧器等が取り付けられた電源回路を有するもの及びこれと一体として設置されている部品について、当該有害使用済機器からこれらを分離し溶融加工することにより当該プリント配線板及び当該部品に含まれる金属を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の金属を回収する方法

(2) 有害使用済機器の処分の基準 (環境大臣告示)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十六条の二第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法 (案) 【※ 3月中旬公布見込】
(続き)

四 テレビジョン受信機 (家庭用機器であるものに限る。) が有害使用済機器となったもののうち液晶式のもの (電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。) にあっては、次のイ又はロに掲げる方法

イ 蛍光管のうち水銀又はその化合物 (以下「水銀等」という。) を含むものについて、次のとおりとする。

(1) 破碎設備を用いて破碎するとともに、破碎に伴って生ずる汚泥又はばいじん (についても(2)又は(3)のいずれかの方法 (水銀 (水銀化合物に含まれる水銀を含む。以下同じ。)) を当該汚泥又はばいじん一キログラムにつき千ミリグラム以上含有する汚泥又はばいじんにあつては、(3)の方法) により処理する方法

(2) 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、水銀等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法

(3) ばい焼設備を用いてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であつて、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法

ロ 液晶パネルのうち砒素又はその化合物 (以下「砒素等」という。) を含むものについて、次のとおりとする。

(1) 熔融設備を用いて熔融した上で固化するとともに、熔融に伴って生じる汚泥又はばいじんについても(3)又は(4)のいずれかの方法により処理する方法

(2) 焼成設備を用いて焼成することにより砒素等が溶出しないよう化学的に安定した状態にするるとともに、焼成に伴って生ずる汚泥又はばいじんについても(3)又は(4)のいずれかの方法により処理する方法

(3) 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、砒素等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法

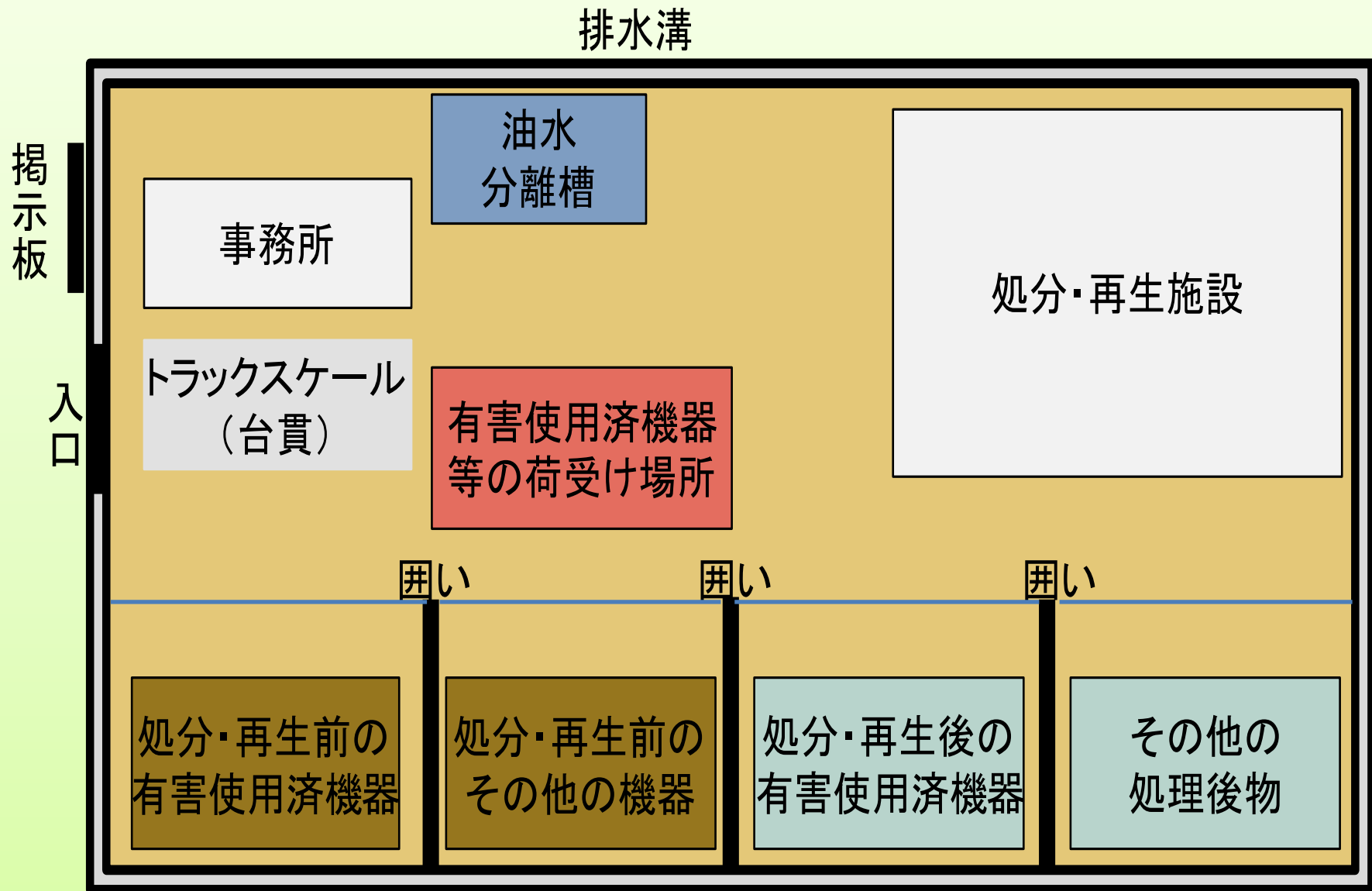
(4) 酸その他の溶媒に砒素等を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の砒素等を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、砒素等が溶出しない状態にし、又は製錬工程において砒素等を回収する方法

(2) 有害使用済機器の処分の基準 (環境大臣告示)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十六条の二第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法 (案) 【※ 3月中旬公布見込】
(続き)

- 五 エアコンディショナー、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機又は衣類乾燥機 (家庭用機器であるものに限る。) が有害使用済機器となったものに含まれる特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令 (平成六年政令第三百八号) 別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成十一年政令第四百四十三号) 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン (以下「特定物質等」という。) のうち冷媒として使用されていたものを発散しないよう回収する方法
- 六 電気冷蔵庫又は電気冷凍庫 (家庭用機器であるものに限る。) が有害使用済機器となったものの断熱材のうち特定物質等を含むものについて、次のイ、ロ又はハに掲げる方法
- イ 当該断熱材に含まれる特定物質等を発散しないよう回収する方法
 - ロ 当該有害使用済機器から当該断熱材を分離し断熱材その他製品の原材料を得る方法
 - ハ 当該断熱材を焼却することにより当該断熱材に含まれる特定物質等を破壊する方法
- 七 令第十六条の二第一号から第四号までに掲げる機器と同様の構造を有するものが有害使用済機器となったものにあつては、技術的に可能な範囲で、二から六までに掲げる方法に準ずる方法 (ただし、エアコンディショナー、電気冷蔵庫又は電気冷凍庫であつて、家庭用機器と同様の構造を有するものが有害使用済機器となったものにあつては、五に掲げる方法。) 。

有害使用済機器の処分を行う事業場のイメージ図



有害使用済機器の処分の基準の概要

【飛散流出防止】について

- 有害使用済機器の処分に当たっては、**有害使用済機器やその破片等の飛散を防止する必要がある。**（建屋内で処分を行う等）
- また、**油や有害物質を含む物もあり、これらの飛散流出を防止する必要がある。**（あらかじめ油や液体を除去する、処分を行う場所の不浸透対策等の措置を講ずる等）

【騒音・振動等の防止】について

- 有害使用済機器の処分に伴い**騒音や振動、悪臭等**が発生し、周辺環境へ影響を及ぼすおそれがあることから、**周辺の生活環境上支障が生じないような措置を講じる必要がある。**（住居から可能な限り離隔する、防音効果の高い壁を設置する、建屋内に設置する、接地面に振動防止装置を設ける、夜間操業を慎む等）

【火災防止等】について

- **発火のおそれのあるもの**や蛍光灯等処分により**有害物質の飛散・流出のおそれがあるものを取り除く必要がある。**
- 処理設備に投入する有害使用済機器の中に処理に適さないものが含まれていないことを確認する。（連続的監視装置、目視等）
- 延焼防止のため消火器を設置する等の措置も考えられる。

【特定家庭用機器に該当する品目の処分】について

- **有害使用済機器のうち、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機に関しては環境大臣が定める方法（環境省告示〇号）によって再生又は処分を行う必要がある。**
- 鉄・アルミニウム・銅など資源物の分離・回収やプリント基板等からの金属の回収、
- 蛍光灯に含まれる水銀や液晶パネルに含まれる砒素等の処分・回収方法、
- フロン類の回収等
- **現場で家庭用機器との区別がつかない業務用機器に関してもフロン類の回収については適用され、その他のものについても技術的に可能な範囲で本規定に基づいて処分又は再生を行う必要がある。**

【禁止行為】について

- 有害使用済機器の処分に当たっては、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分は禁止されている。

有害使用済機器の処分の基準の例

<破碎に伴う機器の高熱化による設備内の火災・爆発>

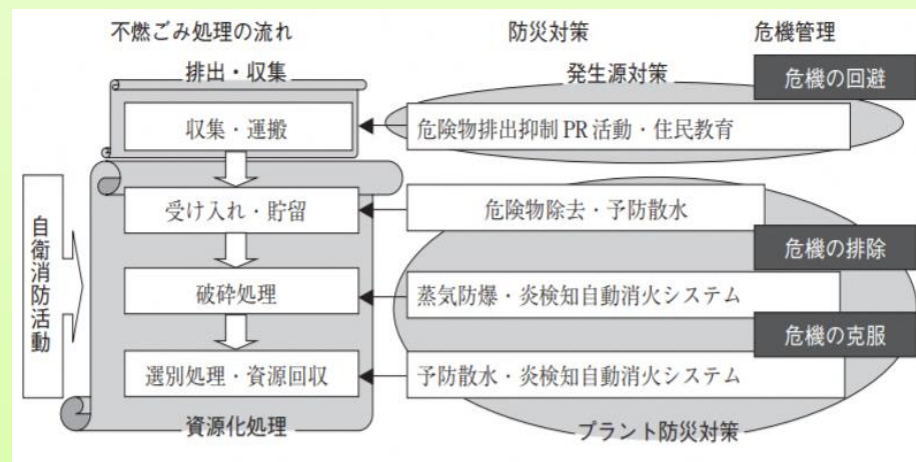
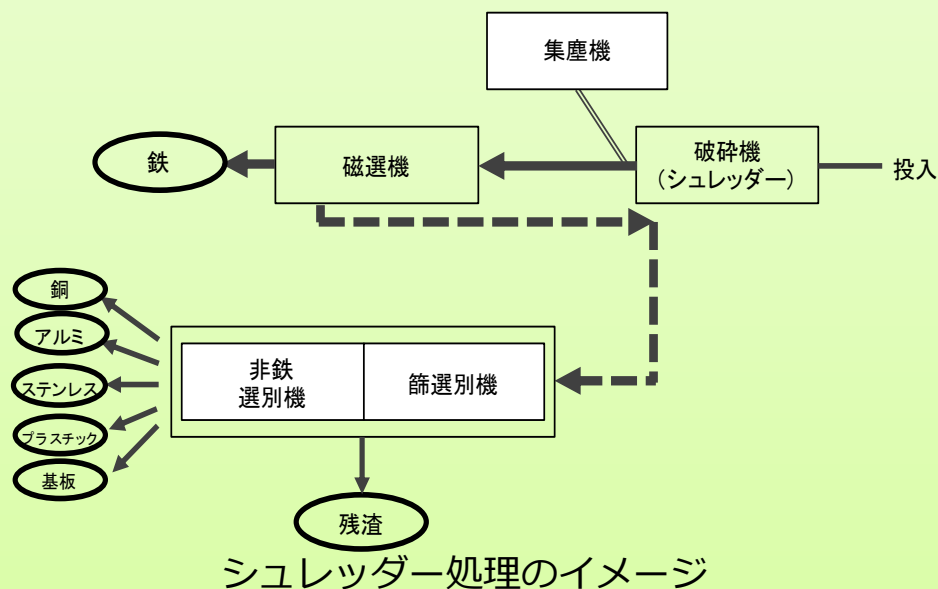
- 有害使用済機器の中に発火性・引火性の高い部品等が含有されている場合、破碎に伴い、機器及びその一部が高熱化し、設備内で火災、あるいは爆発するリスクが生じます。一度、設備内で火災、あるいは爆発が発生すると、設備の損壊に伴う費用のみならず、周辺作業員が死傷・負傷するおそれがあるので、破碎を行う場合は、事前に発火性・引火性の高い部品（電池、バッテリー等）を除去するとともに、散水等の火災防止、防爆措置など必要な措置を講じる必要がある

<破碎後の高熱状態の機器破碎物からの火災>

- 破碎後の機器破碎物は高熱状態となっている場合があり、そこに電池、バッテリー等が混入していると火災が発生する恐れがあるため、破碎物が高温状態となっている場合は選別保管する等、火災が起こらないように注意する必要がある。

<破碎により発生した金属の欠片や粉じんからの火災>

- 破碎により発生した金属の欠片や金属粉が雨水や湿気等と反応し、発熱及び水素等の可燃性気体の発生・着火による火災の可能性がある。特にコンテナ等の密閉空間の場合には火災の危険性が高まります。そのため、破碎機の清掃や、大量に在庫を保管しない等の措置をとることが望まれます。



破碎設備における防災システムの概要

出所) 安全工学、資源化破碎ごみ処理施設における安全対策について

参考（分別（選別）、解体）

分別（選別）について

- 有害使用済機器保管等業者においては、その後の処理を適正に行う、又は品目をそろえて管理する等のため、有害使用済機器の分別を行う場合が考えられる。
- また、有害使用済機器保管等業者は、有害使用済機器の保管に当たり、有害使用済機器と有害使用済機器以外の物品を分別して保管することが義務付けられるため、受入の段階において、それらを分別する必要がある。
- 以上のように、有害使用済機器保管等業者においては、有害使用済機器の保管又は処分に当たって、分別を行うことが想定されるが、いずれの場合も保管又は処分の一環として行われるため、有害使用済機器又はその一部及び油等の飛散・流出防止などの保管基準又は処分基準を遵守する必要がある。

解体について

- 有害使用済機器保管等業者においては、有害使用済機器の希少金属などが含まれる部位を原材料とする、又はその後の処分方法に適した物品毎に仕分ける等のため、有害使用済機器を解体する場合が考えられる。
- また、したがって、これらの物品を適正に回収する有害使用済機器には蛍光管など有害物質を含有し適正に回収処理する必要がある物品が内部に使用されている場合がある。さらに、有害使用済機器保管等業者は、有害使用済機器に油や電池等の火災の原因になり得る物品が含まれるおそれがある場合には、適正に回収処理することが義務付けられているために、解体を行う必要がある場合も想定される。
- 「解体」の方法に関しては、ドライバーや工具を用い人力で行ういわゆる「手解体」と施設を用いた解体が考えられる。手解体に関しては、保管又は処分の一環として行われ、施設を用いる解体は処分として位置付けられるが、いずれの場合にも、有害使用済機器又はその一部及び油等の飛散・流出防止などの保管基準又は処分基準を遵守する必要がある。